

公立大学法人神戸市看護大学人事委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。
2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第10号

公立大学法人神戸市看護大学人事委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学人事委員会規程（2019年4月1日規程第9号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、職員 の人事 _____ _____ について調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1) 副理事長</p> <p>(2) 総務・施設担当理事</p> <p>(3) 教学・学生支援担当理事</p> <p>(4) 研究・地域貢献担当理事</p> <p>(5) <u>図書情報センター長</u> _____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第5条第<u>5</u>号又は第<u>6</u>号に規定する事項を調査審議する場合は、委員会に第1項の委員に加えて外部の有識者を臨時委員として置くものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>並びに教員（特任教員を含む）の教育活動、研究活動その他これらに類する活動に関する評価</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p>(6) <u>経営管理課長</u></p> <p>(7) <u>理事長が指名する教員</u></p> <p><u>6</u> <u>7</u></p> <p>5 <u>第1項第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する委員は、再任されることが出来る。</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>第3条 (略) (招集及び議事)</p> <p>第4条 2～6 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(所掌事項)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第6条～第8条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>7 委員は、教員活動評価において、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</u></p> <p><u>(5) 職員の休職及び復職に関する事項</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p><u>(9) 公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程（2021年12月規程第24号。以下「規程」という。）第6条第2項に規定する対象要素に係る評価の項目及び素点に関する事項</u></p> <p><u>(10) 規程第9条第3項に規定する対象要素評価の結果に係る審査に関する事項</u></p> <p><u>(11) 前2号に掲げるもののほか、教員活動評価に関する事項</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会規程（2021年12月規程第23号）は、廃止する。</u></p>